

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 女性活躍推進行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ女性が活躍できるような雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日 (3年間)
2. 目 標 職業生活と家庭生活との両立ができる雇用環境の整備を図る。
目標(1): 男性の育児休業の取得率を50%にする。
目標(2): 職員の平均残業時間を5時間以内とする。
3. 取組内容

(1) 育児休業に関する規程の整備、育児休業中の待遇、労働条件に関する周知を行う。

①令和4年4月～

顧問社会保険労務士と定期的に協議を行い、必要な規程の整備を進める。

②令和4年10月～

育児休業中の待遇等に関するリーフレットを配付するとともに、社内の相談窓口の周知を図る。

(2) 職員の各月ごとの平均残業時間の把握と労働時間の適正な管理を行う。

①令和4年4月～

連絡調整会議等で所属ごとの残業時間を共有し、管理職への意識付けを継続的に行う。

②令和4年4月～

新しい勤怠管理システムを導入し、一定時間を超えた職員への通知機能による注意喚起を行う等、残業時間の適正な管理を行う。

③令和5年4月～

毎週水曜日の「ノー残業デー」を継続して位置付け、職員同士が声を掛け合う。

④令和6年4月～

各職員、各所属で業務の取り組み方を再度見直し、さらなる業務の効率化について検討を行う。